



ごみ・環境

ごみ

環境政策課

ごみの分け方・出し方

ごみ出しのルールを守ろう

- ▶ 燃えるごみは必ず指定袋に入れて出してください。
- ▶ 収集日当日の午前8時30分までに、お住まいの地区の決められたごみステーションに出しましょう。
- ▶ 夜間持ち出しや他地区への持ち込みはやめましょう。
- ▶ 粗大ごみは、ごみステーションには出せません。直接 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

※ごみ収集車及びグリーンセンターの火災原因となりますので、カセットボンベやスプレー缶は使い切ってから出してください。また、モバイルバッテリーなどの小型充電式電池は回収協力店にお持ちください。

大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しています。

燃えるごみ 週2回

市指定袋に入れてください(おおむね50センチ以内で、市指定袋の口がしぼれるもの)

紙 類

- ▶ 紙くずなど
- ※古紙類は資源ごみに出してください。

台所のごみ(生ごみ)

- ▶ 料理くずなど
- ※十分に水切りをしてください。

ゴム・皮革製品

- ▶ 靴 ▶ ベルト ▶ カバン など



プラスチック類

- ▶ 食品用トレー ▶ ラップ類 ▶ シャンプーや洗剤の容器
- ▶ ポリバケツ ▶ ビニールホース
- ▶ ビデオテープ ▶ CD・DVD など



そ の 他

- ▶ 落葉
- ▶ 少量の小枝(長さ50cm、太さ5cm以下に切って、指定袋に入れて出してください。多い場合は分けて出してください。必ず乾燥させてから出してください。)



- ▶ 使い捨てカイロ・保冷剤

〈 広告 〉

金属 買取・廃棄物処分は お任せください

一般の方も、事業者の方も対応。
「これ金属?」「持込できる?」など、まずはお気軽にご相談ください。

- ☑ 鉄・非鉄金属スクラップ 回収/買取
- ☑ ご家庭・事業所の 金属ごみ等 のご相談
- ☑ 産業廃棄物 収集運搬・処分

群馬県・安中市 許可業者 / 法令遵守 / 地域密着

有限 会社 屋敷治二商店

〒379-0133 安中市原市71

027-382-3434

受付:平日・土曜日 8:00~17:00

屋敷治二商店



※家電リサイクル品・危険物など、一部お受けできない場合があります。

不燃物(飲料缶・びん以外)

- ▶ (おおむね50センチ以内)透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ▶ 刃物や割れたガラス類は紙に包んで出す。

- ▶ 缶詰
- ▶ 小型金属製品(やかん、なべ、スプーン、フライパン)
- ▶ ガラス製品 ▶ 薬品(農薬、劇薬)びん ▶ 陶磁器



有害物

各種類ごとに透明または半透明の袋に入れてください

乾電池

- ▶ 小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型制御弁式鉛蓄電池)およびボタン電池は出せません。右記回収協力店にお持ちください。



回収協力店	住所	小型充電式電池	ボタン電池
(株)ヤマダ電機テックランド安中店	安中2-17-10	○	○
(株)セキチュー安中店	原市2-1042-1	○	○
コメリハード&グリーン松井田店	松井田町二軒在家677-1		○
(株)多胡電化	安中3-22-23		○
眼鏡市場安中店	安中1-50-1		○

※今後変更になる場合があります

発火の危険性の高いもの

- ▶ スプレー缶は穴を開けず、必ず中身を使い切り、その他の不燃物と分けて出してください。使いきれない場合は、ク 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

蛍光管、白熱電球

- ▶ 購入時のケースや新聞紙などに包んでください。
- ▶ 長さが1mを超えるものはごみステーションには出せません。受入時間内に ク 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

- ▶ 割ってしまうとリサイクルできませんので、そのままの状態を出してください。
- ▶ 割ってしまったものは、燃えないごみ(ガラス類)に出してください。



資源ごみ 回収品目例

飲料缶・びんの回収について

- ▶ (おおむね50センチ以内)透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ▶ 中身をすべて出して、中をすすいでください。

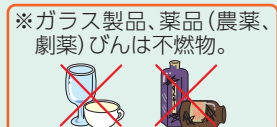
飲料缶

- ▶ アルミ缶とスチール缶はまとめて出せます。
- ▶ 飲料以外の缶、一斗缶は「不燃物」になります。
- ▶ 飲料缶のみ(アルミ、スチール)



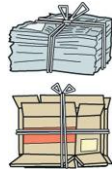
びん

- ▶ ふたは必ずはずしてください。(プラスチック製は燃えるごみ、金属製は不燃物。)
- ▶ ビールびん、一升瓶などのリターナブルびんは、できるだけ販売店へ戻しましょう。
- ▶ 飲料用
- ▶ 食料用のびん
- ▶ 化粧品類
- ▶ 飲み薬などのびん



古紙・古着等の回収について(出し方)

- ▶ 古紙(新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ)種類ごとに紙ひもなどでしばって出してください(紙ひもでしばることを推奨しています)。



- ▶ 古着・古布 透明か半透明の袋に入れて、袋の口をしっかりとしばって出してください(濡れるとリサイクルできません)。



〈広告〉

非鉄金属 スクラップ 買取!

買取種類

電線・銅・真鍮・ステンレス
アルミ・トランス・給湯器
モーター類・鉄屑・バッテリー等

※取扱い品目に記載が無い物も買取りはしています。お気軽にご相談ください。

古物商許可番号:第421072023021号

法人から個人まで、スクラップ発生案件は株式会社KAMINAへおまかせください!

弊社は群馬県の高崎市、安中市の拠点を構える金属リサイクル業者です。群馬県内を中心に長野県、新潟県、埼玉県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、静岡県、山梨県など関東圏を中心にお引取りを承っております。鉄屑から銅線や真鍮、アルミニウム、ステンレス、雑品まで幅広く買取いたしますので、法人様や個人様問わずお気軽にご相談ください。

官公庁、自治体、工場、解体業者様の案件

官公庁や自治体、工場や解体現場で発生したスクラップを是非ご相談ください。現地への箱の設置から車両の手配まで承ります

従業員も募集中!!

詳細はHPをご覧ください



株式会社 KAMINA 安中

〒379-0135 群馬県安中市郷原522

営業時間 8:00~17:00

お気軽にお電話を!

TEL.027-333-7474

LINEで簡単買取査定!

詳しくはHPを!



【回収方法】

▶有価物集団回収(廃品回収)

従来から、地域の自治会、育成会、老人クラブなどが実施しているリサイクル活動です。

地域のコミュニティ作りや、子どもたちの環境学習の場ともなっていますので、地域の有価物集団回収を最優先で利用してください。

※回収日は地域の回収団体にお問い合わせください。

▶古紙・古着行政回収

本市が委託した回収業者が、ごみステーションから回収します。

▶収集場所…地域のごみステーション

・当日の午前8時30分までに出してください。

・ごみステーションに出された古紙、古着などを持ち去ることは禁止されています。

資源ごみ(古紙、古着・古布)のごみステーション回収(行政回収)は、有価物集団回収(廃品回収)を補填するために実施するもので、できる限り地域の団体が実施する有価物集団回収をご利用ください。

▶収集日程…毎月1回(水曜日)に収集します。

・収集日が祝日でも回収します。

・雨天の場合、古紙は回収しますが、古着などは濡れるとリサイクルできなくなりますので、雨天に出すのはご遠慮ください。雨天でも出す場合は、水が入らないようにしっかり封をして出してください。

▶**ク** 碓氷川クリーンセンターへの直接搬入
新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ、古着・古布に分別し、搬入してください。

※本市の燃えるごみ指定袋に入れる必要はありません。

※処理手数料はかかりません。

※受付日時:月曜日～金曜日(年末年始を除く) 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

収集できないごみ

- ▶ガスボンベ
- ▶農業用ビニール
- ▶バイク
- ▶タイヤ
- ▶農機具
- ▶消火器
- ▶農薬
- ▶建築廃材
- ▶在宅医療廃棄物
- ▶機械油
- ▶ブロック
- ▶大量の伐採木 など
- ▶塗料
- ▶バッテリー



ク 碓氷川クリーンセンターでは処理できません。販売業者などに引き取ってもらってください。

※農業用ビニール、農薬は販売店や専門処理業者にご相談ください。

※在宅医療廃棄物については、受診する医療機関または薬を処方する薬局にご確認ください。

※大量の伐採木(葉を除く)、根株およびブロックは、市内の民間処理施設で処理ができます。詳しくは、**ク** 環境政策課にお問い合わせください。

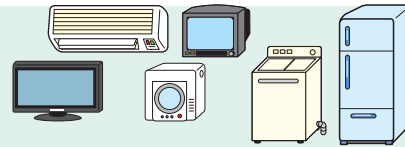
家電4品目

ご家庭で不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の定めにより **ク** 碓氷川クリーンセンターでは処理できません。販売店に引き取りを依頼するか、市ホームページをご覧ください。

URL…<https://www.city.annaka.lg.jp/>

家電リサイクル

検索



自動車・自動車部品

使用済みとなった自動車については、使用済み自動車の再資源化等に関する法律によって引取業者への引き渡しが義務づけられています。また、使用済み自動車から部品を取り出す行為についてもこの法律の中で一定のルールが定められています。

ク 碓氷川クリーンセンターでは、自動車および自動車部品の処理はできません。

詳しくは、公益財団法人 自動車リサイクル促進センター ☎050-3786-7755 URL…<https://www.jarc.or.jp/>

または、県知事の登録を受けた引取業者にご確認ください。



事業系ごみ

事業所・商店・飲食店などの事業活動によって生じたごみは、一般家庭のごみステーションには出せません。事業系ごみは、直接 **ク** 碓氷川クリーンセンターに持ち込むか、一般または産業廃棄物許可業者(有料)と契約して処理してください。

< 広告 >

製鋼原料非鉄金属・産業廃棄物中間処理

掛川商事株式会社

大正2年 掛川商事の歴史は始まった。



《 従業員募集中 》

<http://www.kakegawa-shoji.co.jp>

安中市宿 986 TEL 027-381-1035



「無許可」の不用品回収業者に気をつけて！

ご家庭の不用品を扱ってもよいのは、本市から許可を受けている事業者だけです。市内においても無許可の不用品回収業者が出回っています。無許可での不用品回収は、重大な犯罪です。また、無許可の不用品回収業者を利用することで、高額料金を請求されるなどのトラブルが発生しています。不用品の回収を事業者へ依頼するときは、本市から許可を受けている事業者をご利用ください。



使用済小型家電の回収について



使用済小型家電には、貴金属やレアメタルなど有用な金属が含まれていますが、現状では鉄やアルミなどの一部金属しか回収されず、その他は埋立処分されています。

本市では、使用済小型家電の回収ボックスを市内6か所に設置し、リサイクルを始めています。資源の有効利用にご協力ください。

【回収ボックスの設置場所】

施設名	利用時間
松井田庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日を除く)
碓氷川クリーンセンター	月曜日～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
文化センター	午前9時～午後6時 (休館日[毎週火曜]を除く)
松井田文化会館	午前9時～午後6時(休館日[毎週月曜および毎月末日]を除く)
安中しんくみスポーツセンター	午前9時～午後9時 (祝日を除く第2、4、5月曜日は午後5時まで、休館日を除く)

回収する小型家電

電気や電池で動く電化製品およびその付属品(リモコン、ACアダプタ、電気コード、充電器など)のうち、回収ボックスの投入口(横30センチ×縦15センチ)に入るもの。

(例) 電話機、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコン等
※携帯電話やスマートフォンは、専用の投入口(横10センチ×縦5センチ)があります。

【搬出時の注意】

- 個人情報が含まれるものは、必ずデータを消去してから出してください。
- 一度回収ボックスに投入したものは返却できません。
- 電池は取り外し、有害物の日に出してください。
- 業務用、事業者から排出されたものは回収できません。
- 蛍光管、電球は出せません。

※年末年始や点検などによる休館日があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

〈 広告 〉

【安中市委託業務】
・可燃物ごみ収集

【安中市許可業務】
・事業ごみ、粗大ごみ収集
・浄化槽維持管理、清掃
・し尿清掃

碓氷清掃サービス株式会社
安中市原市59
TEL 027-381-3313
FAX 027-381-3318

産業廃棄物処理(がれき類・木くず・陶磁器くず)、収集運搬業

人と地球環境の未来が
より快適であるために・・・

株式会社 エコ・プロセス

産業廃棄物処分業 群馬県 許可番号 01020116228
産業廃棄物収集運搬業 群馬県 許可番号 01000116228
一般廃棄物処分業 安中市 許可番号 22号

安中市中野谷 3617-1
TEL : 027-382-6886 FAX : 027-382-6850
E-mail : eco_p@blue.plala.or.jp

廃食用油(使用済み食用油)の回収について

ペットボトル(2リットルまで)に入れ、油がこぼれないようしっかりフタをして回収ボックスに入れてください(ペットボトルや缶の未開封のものはそのまま回収ボックスに入れてください)。

※開封したものは未使用であってもペットボトルに入れ替えてください。

※長期間保管した油や賞味期限切れの油も回収できます。

※天かすなどの異物はできるだけ取り除いてください。

※ビンの容器では出さないでください。未開封のものであってもペットボトルに入れ替えてください。

回収した廃食用油は売却し、燃料などにリサイクルされます。



回収できる油

家庭から出る液状の植物性油(サラダ油、なたね油、ごま油、コーン油、ひまわり油、大豆油、オリーブオイル、米油)

回収できない油

豚油(ラード)、牛脂(ヘット)、魚油、鉱物油(エンジンオイル、灯油等)、一部の植物油(パーム油、ヤシ油)

【回収ボックス設置場所】

施設名	利用時間
松井田庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
碓氷川クリーンセンター	月曜日～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
各公民館、各生涯学習センター	

エコスポット(ペットボトル・空き缶回収機)について

飲料用ペットボトル・アルミ缶・スチール缶の回収については、公民館など市内21か所(市ホームページ参照)に設置しているペットボトル・空き缶回収機を資源化のためご利用ください。

◎エコ・コミュニティーカードを使い回収機にペットボトル・空き缶を投入すると、1本につき1ポイントが付与され、500ポイントになると加盟店で400円の割引券としてご利用いただけます。

※家庭から出るものが対象となります。事業所などから出るものは投入しないでください。

※スーパー、コンビニ、自動販売機のごみ箱およびごみステーションからペットボトル・空き缶を持ち去る行為は禁止されています。

【引渡事業者】(株)エコマテリアル(東京都港区)



▶ ごみ減量容器設置補助金

家庭の生ごみを堆肥化する処理容器などの購入に対し、購入金額の2分の1の額(100円未満切り捨て)を補助します。補助の対象と上限額は次のとおりです。

詳しくは、環境政策課にお問い合わせください。

▶ 地面設置式減量容器(コンポスト)

..... 上限額 3,000円

▶ 電気式処理減量容器 上限額 20,000円

▶ クリーンセンターへの持ち込みについて

粗大ごみ(大きさがおおむね50センチを超えるごみ)は地区の集積所に出せません。直接碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。持ち込みが困難な場合は、安中市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約して処理してください。また、家の引っ越し、片付けなどにより一時的に大量に発生した一般ごみは、碓氷川クリーンセンターへの持ち込み方法を確認し、分別してから持ち込んでください。

一般ごみを持ち込む際は、ごみ処理手数料がかかります。手数料については、お問い合わせください。

※ 粗大ごみの例

家具類 ▶ 机 ▶ イス ▶ 鏡台 ▶ タンス ▶ テーブル ▶ 食器戸棚 ▶ 本棚 など	家電製品 ▶ 電気こたつ ▶ ストーブ ▶ ファンヒーター など その他 ▶ じゅうたん ▶ スキー板 ▶ 自転車 ▶ トタン など	寝具類 ▶ ベッド ▶ ふとん など
---	--	---------------------------------

▶ 搬入時間 月曜日～金曜日(年末年始を除く)
午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

▶ お問い合わせ

碓氷川クリーンセンター ☎027-381-0747

環境政策課 ☎027-382-1111

上水道

谷 上水道事務課 上水道工務課

▶ 水道に関する届出など

次の場合は、事前に谷 上水道事務課までご連絡ください。

- ①引越などで水道の使用を開始したり休止したりするとき
- ②水道を長期間使用しないとき
- ③相続や売買などにより水道の利用者や所有者の氏名または住所が変わるとき
- ④水道料金の振込口座を解約したとき
- ⑤水道料金の請求先住所や氏名が変わるとき
- ⑥水道のある家屋を取り壊すとき

▶ 水道使用量の検針

検針員が2か月ごとに訪問検針を行い、「上水道使用水量のお知らせ」を発行し郵便受けなどにお届けします。なお、天候その他の事由により検針日が多少前後することがあります。

正確に検針できるよう次の点にご協力ください。

- ①家屋の増改築などによりメーターボックスが屋内や床下になる場合は、屋外の検針しやすい場所に移設してください。
- ②メーターボックスの上や周辺に物を置かないでください。また、駐車もご遠慮ください。
- ③犬は出入り口やメーターボックス、郵便受けから離れた場所につないでください。
- ④メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。

▶ 水道料金のお支払い

お支払は次の方法で可能です。

- 1.口座振替
- 2.スマホ決済(PayPay、J-Coin、d払い、auPay、ファミペイ)
- 3.現金(金融機関やコンビニエンスストアなどで支払い)

手続き等について

- 1.口座振替
 手続き場所:市内各金融機関窓口
 持ち物:通帳、届出印、お客様番号がわかるもの(水道使用量のお知らせなど)
 振替日:検針した月の28日(振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- 2.スマホ決済
 水道料金納入通知書のバーコードをスマートフォンアプリのカメラで読み取り
- 3.現金
 水道料金納入通知書を持って、金融機関やコンビニエンスストアなどで支払
 ※クレジットカードによる支払いはできません。

▶ 水道メーターの交換

水道使用量を正確に計測するため、計量法の規定により製造から8年を経過する前に交換することが義務付けられています。交換時期には、事前にハガキなどでお知らせいたします。

なお、上下水道部から使用者に貸与している水道メーターの交換については、交換費用が掛かりません。

▶ 漏水

道路上や水道メーターまでの漏水は、谷 上水道工務課までご連絡ください。

水道メーターから水道利用者側の漏水は、安中市指定給水装置工事業者に依頼してください。この場合の費用は、自己負担となります。

安中市指定給水装置工事業者は本市水道事業ホームページをご覧ください。谷 上水道工務課までお問い合わせください。

なお、地中埋設配管および家屋の床下や壁内の配管などからの漏水については、水道料金が減免になる場合がありますので、修理完了後に谷 上水道事務課までご相談ください。

〈広告〉

未来へ環るチカラ




株式会社 KAN KYO ホールディングス

本社/〒370-0886 群馬県高崎市下大島町626
TEL 027-343-1267 FAX 027-343-1284

安中支店/〒379-0111 群馬県安中市板鼻477-1
TEL 027-382-0881 FAX 027-382-0977

～お客様の夢を形と喜びに～

地元のお助け隊
(有)須藤工業
 安中市下磯部1472
027-388-1178



その他
 まずはご連絡下さい



MSC (有)松井田総合衛生センター



- ◆ 浄化槽保守点検
- ◆ 浄化槽清掃
- ◆ 一般廃棄物収集運搬
- ◆ 産業廃棄物収集運搬

安中市松井田町二軒在家764-1
TEL 027-393-1966
 FAX 027-393-1960

いっみ・環境

▶ 水道管の凍結、破裂

寒い季節になりましたら、水道管の凍結、破裂事故防止の対策をお願いします。

- ①「むき出し」になっている水道管や蛇口は古毛布などで覆ってください。
- ②メーターボックス内に古毛布や発泡スチロールなどを入れてください。
- ③不在にするときは、メーターボックス内の止水栓を閉めるなどしてください。
- ④凍結した場合は、タオルなどを被せた上から、ゆっくりぬるま湯をかけてください。熱湯をかけると破裂するので絶対にやめましょう。蛇口を開いてすぐに水が出てこなくても、蛇口を必ず閉め、自然にとけるのを待ちましょう。

公共下水道 谷 下水道課

本市は、生活環境の向上や河川などの水質保全のため、公共下水道(以下、下水道)の整備や維持管理を行っています。下水道が使えるようになった地域では、下水道に接続することが義務づけられていますので、ご協力をお願いします。

下水道が利用できる地域	板鼻小処理分区、安中小処理分区、原市小処理分区(詳細については、お問い合わせください)
-------------	---

※ 下水道接続工事について

下水道が利用できる地域で、新築・改築(リフォームや建替え)・浄化槽廃止など、排水設備に係る工事をする場合には、工事申請が必要になります。

※ 工事は下水道排水設備指定工事店で

下水道接続のための排水設備工事は、本市が指定した必要な専門知識と技術を持つ「下水道排水設備指定工事店」でなければ行うことができません。指定工事店がわからないときは、お問い合わせください。

※ 下水道使用料について

下水道使用料金は、2か月ごとにお支払いいただきます。水道水のみを利用する場合は、水道水の使用量を汚水量とみなします。料金の支払いは口座振替と納入通知書(本市窓口、金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ)での支払いが選択できます。

料金表	基本料金(2か月)		超過料金(1㎡あたり)	
	汚水量	料金(税別)	汚水量	料金(税別)
	20㎡まで	2,000円	21㎡以上60㎡まで	120円
			61㎡以上	140円

- ※使用料には、消費税がかかります。(10円未満切り捨て)
- ※井戸水を使用している場合は、使用形態や使用人数により個別に算定します。
- ※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 受益者負担金制度について

受益者負担金制度は、下水道整備によって利益を受ける人に建設費の一部を負担していただく制度です。負担金は、公共汚水ます1基あたり132,000円です。

※ 下水道接続に係る補助制度

融資斡旋・利子補給制度	下水道接続工事資金の借り入れを行う人の融資斡旋を行います。また、融資斡旋を受け供用開始から3年以内に下水道に接続した場合は、借入金利子の全部または一部を補給します。
公共下水道接続促進補助金	供用開始から3年以内に、浄化槽を廃止またはくみ取便所を水洗便所に改造して下水道に接続した場合は、補助金を交付します。

※補助金には条件がありますので、接続工事を行う前にお問い合わせください。

※ 下水道使用に係る届出

次のようなときは連絡をしてください	入居などで新たに使用するとき、使用者を変更するとき。転居などで使用をやめるとき。 井戸水を使用している場合で、使用形態や使用人数が変わったとき。
-------------------	---

※ 下水道使用にあたっての注意とお願い

管詰まり防止や機能保護のために	トイレには、トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないようにしましょう。 台所では、野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油を流さないようにしましょう。
-----------------	---

安中榛名駅周辺し尿処理施設(秋間みのりが丘)

谷 下水道課

秋間みのりが丘区域においては、し尿処理施設(集中浄化槽)に接続できます。

※ し尿処理施設への接続工事について

新築などで新たに排水設備に係る工事をする場合には、工事申請が必要になります。

※ し尿処理施設使用にかかる届出

次のようなときは連絡をしてください

- ▶ 入居などで新たに使用するとき。使用者を変更するとき。転居などで使用をやめるとき。

※ し尿処理施設使用料について

算定方法および支払方法は下水道使用料と同様です。「下水道使用料について」をご参考ください。

なお、口座振替のお申込みは、一部金融機関を除き、市税と同様インターネット上でお申込みができます。

対象金融機関については、「市税の納付方法」をご確認ください。

浄化槽設置事業費補助

谷 下水道課

個人住宅に設置されている単独処理浄化槽やし尿汲み取り槽を撤去または再利用して、合併処理浄化槽を設置(転換設置)する人に設置補助金を交付しています。詳しくはお問い合わせください。

補助対象区域	公共下水道整備区域、安中榛名駅周辺し尿処理施設(秋間みのりが丘)の区域以外の区域
申請	申請書類は、必ず工事に着手する前に提出してください。申請書類や補助金額については、市ホームページに掲載しています。

し尿処理

フ 環境政策課

し尿の収集は収集運搬業者に直接依頼してください。

業者名	住所	電話番号
(有)安中ハイデーン	安中5-12-38	027-381-3319
碓氷清掃サービス(株)	原市59	027-381-3313
(有)松井田総合衛生センター	松井田町二軒在家764-1	027-393-1966

〈 広告 〉

ご家庭の浄化槽、まかせて安心
—— 大型の浄化槽にも対応 ——
清掃・点検・検査

群馬県浄化槽維持管理
安中松井田センター



〒379-0135 安中市郷原2996-2
TEL(027)385-8327(代)
FAX(027)385-7543

一般廃棄物収集運搬
産業廃棄物収集運搬

地域の皆様と共に

浄化槽保守点検・清掃



有限会社 **安中ハイデーン**



安中市安中5丁目12-38
TEL. 027-381-3319 ☎ 0120-15-3319



犬の登録

環境政策課

犬の登録

犬の飼い主は、犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬を取得した場合は生後90日を経過した日)から登録が必要になります。登録は、環境政策課、松井田振興課に申請してください。登録後に《犬の鑑札》を交付します。

犬の登録手数料 1頭につき3,000円

《犬の鑑札》は犬の一生に一度だけ交付します。鑑札は狂犬病の予防注射や迷い犬になった時などに、大変重要な役割を果たします。必ず首輪に付け、外れないように固定してください。

犬の鑑札再交付手数料 1頭につき1,600円

※鑑札を紛失してしまったときは、手続きをすることで再交付を受けられます。

狂犬病予防法の特例制度

令和7年度より制度に参加しており、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で登録・変更した犬は、窓口での登録手続きは不要となり、マイクロチップが鑑札と見なされます。

狂犬病予防注射

狂犬病予防注射について

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが義務付けられています。本市では毎年4・5月および10月に集合注射を実施しています。

日程は広報紙を確認するか、市ホームページをご覧ください。また、登録済の犬の飼い主に予防注射のお知らせハガキを郵送しています。

なお、注射は集合注射のほかに動物病院でも接種することができます。

注射料金 1頭につき 3,500円(下記済票手数料含む)

注射料金は、集合注射で実施した場合の料金です。

動物病院で注射をする場合は料金が異なる場合がありますので、詳しくは動物病院にお問い合わせください。

注射済票交付手数料 1頭につき 550円

注射済票は、狂犬病予防注射を行った証明になります。鑑札と一緒に首輪に付け、外れないように固定してください。また、注射済票はペットに関する施設などを利用する際に、提示を求められることも増えています。

一部の動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付が受けられないこともあります。その場合は、病院の発行した証明書を持参のうえ、環境政策課で手続きをしてください。

注射済票再交付手数料 1頭につき 340円

注射済票を紛失してしまったときは、手続きをすることにより再交付を受けられます。

登録内容の変更

飼い犬が死亡したとき、飼い主の氏名や住所が変わったとき、所有者が変わったときは環境政策課に届出をしてください。

犬の飼い方

最近、犬の飼い方に対する苦情が多く寄せられています。次のことを守って、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

- ①必ず犬をつないで飼いましょう。
- ②散歩をするときもリードを放さず、他人に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ③散歩のときは、ビニール袋などを持って出かけ、犬のふんの後始末を確実にしましょう。

犬・猫に関する苦情など

群馬県動物愛護センター ☎0270-75-1718

犬に関する苦情、犬のしつけや飼い方、また猫に関する相談などについては、群馬県動物愛護センターにご相談ください。

飼い主のいない猫への餌やりについて

動物愛護の観点からすれば、おなかをすかせている外猫に餌を与えることは決して間違いではないのかもしれませんが、餌を与える以上、その猫に対しても責任を持たなければなりません。また、餌を与えた猫が近所でふんをしたり、ごみをあさるなどで困る人もいます。

排せつ物や残飯などの清掃は、最低限の責任です。無責任な餌やりはやめましょう。

〈広告〉



犬・猫等の診療
アリス動物病院

診療時間

AM 9:00~12:00
PM 4:00~ 7:00
※土曜日は6時30分迄

休診日 日曜・祝日

安中市原市542-1(Aコープ東側)
☎027-381-2772

▶ 猫の不妊・去勢に係る補助金

猫の不妊・去勢手術を促進し、飼い主のわからない子猫を増やさないとともに、猫によるふん尿被害を軽減させるために手術費の一部を補助します。

※ 補助対象者

- ①市内に住所があり、かつ居住している者
- ②市税を滞納していないこと
- ③飼い猫(営利を目的として飼養している猫を除く)の飼い主または飼い主のいない猫を責任もって保管している者
- ④市内で開業する動物病院で不妊・去勢手術を受けさせた者

※ 補助金額

飼い猫

- ▶メスの場合(不妊手術):1頭につき5,000円
- ▶オスの場合(去勢手術):1頭につき3,000円

飼い主のいない猫

- ▶メスの場合(不妊手術):1頭につき8,000円
- ▶オスの場合(去勢手術):1頭につき5,000円

※ 補助の対象頭数

飼い猫:1世帯につき3頭まで

飼い主のいない猫:1世帯につき5頭まで

※補助金の交付は、年度途中であっても予算額の上限に達した場合には終了になりますのでご了承ください。

太陽光発電等 ク 環境政策課

▶ 住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金

地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進および地球温暖化対策の推進を図るため、市民の住宅への太陽光発電システム等の設置を支援します。

※ 補助対象

▶ 機器要件

▶ 太陽光発電システム

- 1 当該システムを設置した住宅に電力を供給するための太陽光発電システムであること
- 2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10kW未満の設備であること
- 3 日本産業規格などで認められていること
- 4 未使用品であること(中古品は対象外)
- 5 太陽電池モジュール本体の設置費用が無償の場合は、対象外とする

▶ 定置用リチウムイオン蓄電システム

- 1 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に新たに蓄電池を設置または住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること
- 2 当該システムを設置した住宅に電力を供給するための定置用リチウムイオン蓄電システムであり、太陽光発電システムと接続して使用するために設置されたものであること
- 3 リチウムイオン蓄電池およびインバータなどの電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより充電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの
- 4 一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
- 5 未使用であること(中古品は対象外)

▶ 太陽熱利用温水器

- 1 未使用品であること(中古品は対象外)

▶ 木質ペレットストーブ

- 1 木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉砕したおが粉を円筒状に固めたもの)を燃料として使用する暖房機であること
- 2 木質ペレット以外の燃料を使用しないこと
- 3 未使用品であること(中古品は対象外)

▶ 補助対象範囲

▶ 太陽光発電システム

太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、電力量計、配線、配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用

▶ 定置用リチウムイオン蓄電システム

定置用リチウムイオン蓄電池、附属品などの購入費および設置工事に係る費用

▶ 太陽熱利用温水器

太陽熱利用温水器の購入費および設置に係る費用

▶ 木質ペレットストーブ

木質ペレットストーブの購入費および設置に係る費用

※ 補助対象者


- 1 交付申請を行う住宅において、過去に市の補助金を利用して導入した対象機器が設置されていない住宅に居住する者
- 2 建売住宅供給者等から市内にある対象機器付住宅を購入し、居住した者
- 3 市民である者(住民基本台帳に記載されている者)
- 4 市税を滞納していない者



※ 補助金の交付額


- ▶ **太陽光発電システム**
公称最大出力1kWあたり1万円、上限5万円(千円未満切り捨て)
- ▶ **定置用リチウムイオン蓄電システム**
蓄電容量1kWhあたり1万円、上限6万円(千円未満切り捨て)
- ▶ **太陽熱利用温水器**
本体購入費および設置に係る費用(税抜)の10%に相当する額。上限1万5千円(千円未満切り捨て)
- ▶ **木質ペレットストーブ**
本体購入費および設置に係る費用(税抜)の10%に相当する額。上限5万円(千円未満切り捨て)

※ 申請方法


対象機器の設置工事費用の支払いを完了した日から90日以内、かつ、当該申請をする年度の3月31日までに必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて  環境政策課窓口まで提出してください(郵送可)。関係書類が揃っていない場合は受付することができません。

※申請時に必要な関係書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。  環境政策課までお問い合わせください。

環境

 環境政策課

▶ スズメバチ営巣駆除費用補助

安中市環境保健自治団体連合会(事務局:  環境政策課)では、市内の居住する専用住宅・併用住宅およびその敷地内にできたスズメバチの営巣駆除に一部補助することにより、委託業者が巣1個につき自己負担金5,000円で駆除しています。ただし、営巣の場所などにより別途料金が必要になる場合があります。

※ 対象外

専ら事業の用に使用されている建物および敷地、農地・山林など、天井裏や床下などで駆除作業困難な場合、構造物を壊さなければ駆除できない場合、委託業者の所持する用具で駆除できない場合、スズメバチ以外の蜂の巣の駆除。


※ その他

営巣の駆除なので、蜂が飛んでいるだけでは対応できません。

駆除後、同じ場所に巣ができた場合、改めて巣1個の駆除になります。

駆除に際し、樹木、家屋などの一部損壊および薬剤などによる被害が出て、賠償しません。

※ 受付方法

 環境政策課に電話でご連絡ください。受付のないものは補助対象になりません。